

会員・会費規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人教育アライアンスネットワーク（以下「NEA」という。）定款第9条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 NEA定款第7条で定めるとおりとする。

(入会金及び会費)

第3条 各会員は別表の入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 別表に定める在籍は、入会申込書提出年度、または当該年度の前年度10月1日時点の在籍数とする。なお、その在籍生徒とは、在籍期間が継続的に3ヶ月以上あるものとする。

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。期の途中で入会したときの会費は、入会した月を含む月数に応じた額とし、入会と同時に納付することとする。

2. 賛助会員は、事業年度、3月31日までに、当団体の指定した日に会員の指定した銀行から預金口座振替により納入する。

3. 口座振込手数料は会員が負担するものとする。

(再入会)

第5条 再入会時の入会金に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

2. 退会から5年以内の再入会の場合は、原則として入会金は免除とする。但し、次の各号に該当する場合には、新規入会として扱うものとし、入会金は免除しない。

①退会から満5年を超える場合

②定款第11条により、除名となった履歴がある場合

③定款第12条により、会員資格を失った履歴がある場合。

3 NEAに対する未履行の債務がある場合には、債務履行後再入会を認めるものとする。

(臨時会費)

第6条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(入会時の入会金及び会費の納入方法)

- 第7条 入会についてN E A理事会の承認を得た者は、N E Aより納入通知のあった日から1ヶ月以内に、入会金及び会費をN E Aの指定する方法で納入しなければならない。
- 2 入会初年度の会費は、入会承認月からの月割りで計算する。ただし、端数が生じたときは、1円未満で四捨五入して計算する。
- 3 2019年3月31日までに当団体に入会した者については、入会金免除とする。

(登録情報・個人情報)

第8条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

●別表 会費一覧表(本規程4条)

(税別)

	入会金	会員費			
	在籍	100名以下	101名以上	301以上	1,001名以上
正会員(年額)	30,000円	20,000円	30,000円	50,000円	100,000円
賛助会員	30,000円	20,000円			

附則

1. 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. 本規程は、11月1日より施行する。